

国分寺市スポーツ振興基本計画

～スポーツでもっと元気な国分寺～

国分寺市教育委員会

目 次

はじめに

第1章 国分寺市スポーツ振興基本計画

1. 基本的な考え方 1
2. 基本計画の位置づけ 2

第2章 国分寺市におけるスポーツの現状と課題

1. 今日の社会情勢と国分寺市の状況 2
2. 国分寺市におけるスポーツ事業 4
3. 各種スポーツ団体 7
4. 公共施設等の利用 11
5. 民間施設等の活用 13
6. スポーツ指導者 14

第3章 国分寺市におけるスポーツ振興施策

1. 目標と基本理念 15
2. 重点施策 16

第4章 国分寺市におけるスポーツ振興の具体策

1. 生涯スポーツ社会の実現に向けて 18
2. 総合型地域スポーツクラブの創設・育成 19
3. 行政・学校・地域の連携とこれからの
スポーツ団体（グループ）の役割 21
4. 計画全体の推進 22

資料

- ・ 国分寺市スポーツ振興基本計画検討協議会設置条例 23
- ・ 国分寺市スポーツ振興基本計画検討協議会委員名簿 25
- ・ 国分寺市スポーツ振興計画検討協議会開催経過 26

はじめに

わが国は市民生活が高度化・多様化する中で高齢化社会を迎え、世界に冠たる長寿大国になっています。長寿社会は健やかで快適な日常生活を送るための健康管理手段として、円滑な人間関係を結ぶコミュニケーション手段として、スポーツに大きな意義性を認めています。また一方では急速な少子化が進み、子どもたちが地域で遊ぶ環境が脆弱化しています。昭和六十年代から体力低下が指摘される中で安心してスポーツに親しむ環境が求められています。ライフスタイルの変化にともない生活習慣病が社会問題となっています。日常的にスポーツを取り込んだ生活がうたわれています。障害を持った方が障害に見合ったスポーツを見いだすことは人生の喜びとなります。生涯スポーツが唱えられる中できめ細やかなサービスが求められています。

このような状況を背景に文部科学省は平成12年9月に「スポーツ振興基本計画」を告示して21世紀に向けた新たなスポーツ環境づくりに着手しました。国分寺市では国の計画に基づき、生涯スポーツ社会の実現に向け検討協議会を設置し、国分寺市スポーツ振興基本計画策定を諮問し、答申を受けました。

スポーツには様々な意義が認められます。「する、みる、ささえる」といわれるように体を動かすスポーツだけでなく、スポーツを見て楽しんだり、スポーツすることを支えたりすることも大切な要因となっております。ことに「ささえる」ということは今後の生涯スポーツ社会を維持発展させる大きな力となります。市民の皆さんや関係組織、行政と協働を図りながらスポーツ振興に努めて参りたいと思います。そして「スポーツでもっと元気な国分寺」となるためにスポーツが市民に溶け込み、市民生活を豊かにする文化として育っていくことを願っております。

最後に、本計画の策定に携わっていただきました協議会委員をはじめ、多くの関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。あわせて、今後のスポーツ振興に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国分寺市教育委員会 教育長 松井 敏夫

第1章 国分寺市スポーツ振興基本計画

1. 基本的な考え方

スポーツは、住民の生活を健康で豊かな潤いのあるものにするとともに、人間の身体的・精神的欲求に応えてくれる大切な文化の一つであります。心身両面に様々な影響を与える文化としてのスポーツは、住民の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きな意義をもっています。

特に、今日的課題である青少年の健全育成、高齢者や障害者の健康・生きがいがづくり、家庭や地域におけるコミュニケーションづくりにとっても、スポーツは個人の体育・知育・徳育の醸成はもとより地域社会を明るく豊かで活力あるまちづくりとしても大きな期待が寄せられています。

平成12年9月13日に文部省（現在「文部科学省」）から告示された「スポーツ振興基本計画」の主要な課題である「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実」の政策目標は以下のとおりです。

（1）国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことが出来る生涯スポーツ社会を実現する。

（2）その目標として、出来るかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50%）となることを目指すこととしています。

この政策目標を達成するためには、平成22年までの10年間に各市町村に少なくとも1つの総合型地域スポーツクラブを創設・育成することが要請されています。

総合型地域スポーツクラブは、地域住民のためにその住民が主体的に活動するものであり、中学校区域程度の地域を想定しています。学校施設を中心に各公共施設や民間施設を拠点とした自主運営を基本としたクラブであり、自分たちのために、自分たちによって、自分たちが経営するという市民が主体となったスポーツ活動の理念に基づいています。

国分寺市では、このようなスポーツの意義と役割を認識するとともに、国の政策にも沿ったいろいろな条件を整備しつつ国分寺市の実情を見極めながら、地域と行政が協働して明るいまちづくりを目指してこのスポーツ振興基

本計画を策定し、国分寺市における総合的なスポーツ振興の発展に寄与することを願っています。

2. 基本計画の位置づけ

「国分寺市スポーツ振興基本計画」は、平成16年12月に報告された国分寺市スポーツ振興基本計画検討委員会の「国分寺市スポーツ振興基本計画構成案」を受け、「国分寺市長期総合計画」（平成9年4月策定）及び「国分寺市生涯学習推進計画」（平成13年3月策定・平成18年3月見直し）を参考に、次の諸点に重点を置いて策定します。

- (1) 国・東京都のスポーツ施策を考慮しながら、国分寺市の実情にそった長期的視野に立った総合的なスポーツ振興計画とする。
- (2) 成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%以上とするための具体的方策を示す計画とする。
- (3) この基本計画は平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成22年度（2010年度）を目標に具体的施策を行なうこととし、以後速やかに計画全般の見直しを行なう。

第2章 国分寺市におけるスポーツの現状と課題

1. 今日の社会情勢と国分寺市の状況

わが国は国民が文化生活を求めて豊かな社会になった反面、政治・経済・外交に様々な課題をかかえ、犯罪の多発など社会不安が増大している上に、国民の健康状態も生活習慣病患者の増加や次代をになう子どもたちの体力低下など大きな社会問題となっています。

一方、社会構造は少子高齢化社会が進行し、出生率も年々低下の現象が続き、人口減少による国の存続が危惧される事態となっています。

国分寺市は大都市東京の中心部に位置し、交通網の利便性もあり人口は微増傾向となっています。小住宅やマンションが増え、農地や樹林地が減少し、住宅密集度が高くなり都市化現象が強くなっています。

〔国分寺市の世帯数と人口の動き〕

	昭和64年	平成5年	平成10年	平成15年	平成18年
世帯数	38,927	42,614	45,841	50,574	52,280
人口	97,956	101,102	104,256	111,121	113,894

(各年1月1日現在)

国分寺市民のスポーツや生涯学習に対する意識と活動については、国分寺市が平成11年10月に実施した市民意識調査では次のようになっています。

◆問い〔生涯学習の中で、関心のある学習や活動は？〕

	項 目	回 答
1	音楽やコンサートなどの鑑賞や演奏等	39.2%
2	スポーツ・レクリエーション活動	38.5%
3	歴史、文学などの教養の向上を目的とした活動	29.9%
4	栄養、健康法などの健康管理のための学習	28.3%
5	福祉や語学などの資格や技能取得のための学習	24.4%

以上のようにスポーツ・レクリエーション活動は、音楽鑑賞等について第2位となっているが、年代別ではスポーツ・レクリエーション活動が以下のとおり各年代にわたって1位、2位を占めており、高い関心を持っていることが伺えます。

◆〔生涯学習の中で、関心のある学習や活動は？〕

項 目	年 代 別 順 位					
	20代	30代	40代	50代	60代	70上
音楽やコンサートなどの鑑賞や演奏等	1	2	2	1	3	3
スポーツ・レクリエーション活動	2	1	1	2	2	—
歴史、文学などの教養の向上を目的とした活動	—	—	—	4	1	1

栄養、健康法などの健康管理のための学習	—	—	5	3	4	2
福祉や語学などの資格や技能取得のための学習	3	3	4	—	—	—
絵画、彫刻、工芸などの鑑賞や創作	4	4	3	5	—	5
料理、洋裁などの日常生活に役立つ学習	5	5	—	—	—	—
まちづくり、防災、福祉、環境など生活・社会問題	—	—	—	—	5	4

また、住環境の中で新設や充実してほしいものでは、スポーツ施設は第4位となっているが、年代別に見ると20代と30代では1位であり40代でも2位となっており、ここでもスポーツに対する関心の高さが現れています。

〔課題〕

平成15年に施行された「健康増進法」では生活習慣病が指摘され、受動喫煙の防止がうたわれています。平成14年9月に中央教育審議会から答申された「子どもの体力向上のための総合的な方策について」では子どもの体力が昭和60年以降年々低下の傾向にあることが指摘されています。これらの社会的な問題を反映し、住民の健康志向やスポーツに対する関心が高くなった現実に対して、総合的なスポーツ振興策を速やかに策定し健康で住みよいまちづくりに取り組むことが求められています。

2. 国分寺市におけるスポーツ事業

国分寺市はスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、各種のイベントを企画し、実施しています。主な事業は以下の通りとなっています。

特に市民体育大会は、各競技団体が主管して市の最大規模のイベントとなっています。

(1) スポーツ振興課所管事業

① 市民体育大会（平成17年度実績）

種 目	参 加 人 数	対 前 年 比
軟 式 野 球	1, 0 3 6	+ 2 5 6
剣 道	1 5 7	+ 4 3
水 泳	2 4 7	+ 3 1
ソ フ ト テ ニ ス	1 6 2	0
バ ド ミ ン ト ン	2 9 7	- 3 0
弓 道	1 8	- 7
釣	2 6	+ 2
バ レ ー ボ ー ル	2 2 2	+ 1 2
卓 球	1 2 5	- 7 6
空 手 道	1 1 7	+ 2 1
バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	3 9 0	+ 9 0
ス キ ー	5 0	+ 4
ボ ウ リ ン グ	1 0 4	+ 1 2
ソ フ ト ボ ー ル	3 0 5	- 5 5
テ ニ ス	3 7 9	+ 4 3
少 林 寺 拳 法	1 2 8	+ 1
ゲ ー ト ボ ー ル	2 0 4	- 2
サ ッ カ ー	5 7 5	+ 6 1
ク レ ー 射 撃	9	+ 1
ダ ン ス ス ポ ー ツ	7 5	- 1 6
グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ	2 9	+ 2
タ ー ゲ ッ ト バ ー ド ゴ ル フ	4 7	0
フ ォ ー ク ダ ン ス	7 1	0
国 分 寺 ト リ ム 体 操	1 2 6	- 1 7
レ ク リ ー シ ョ ン ダ ン ス	2 4 0	- 1 1 4
居 合 道	1 6	- 9
合 計	5, 1 5 5人	+ 2 5 3人

この市民体育大会には市民の約5%が参加して盛大なイベントとなっています。

- ② 壮年ソフトボール大会 — 10チームで172人参加
- ③ 少年野球大会 — 21チームで319人参加
- ④ 市民体操祭 — 26団体で809人の参加
- ⑤ 少年少女サッカー大会 — 55チームで653人の参加
- ⑥ 少年少女スポーツ祭（バドミントン大会） — 68ペアで136人の参加
- ⑦ 少年少女スポーツ祭（バレーボール大会） — 7チームで86人の参加
- ⑧ 60歳からの健康づくり教室 — 年間10回の実技教室
- ⑨ スポレクまつり、スポレク広場 — 体育指導委員の主管事業で、スポレクまつりは体育の日に施設を開放、スポレク広場はスポーツセンターで第4金曜日、ひかりスポーツセンターで第3土曜日に開放
- ⑩ 初心者水泳教室、みずなれ教室

（2）その他が所管する事業

- ① 健康づくり教室、生活習慣病予防教室等 — 健康推進課所管のスポーツ関連事業
- ② 障害児者の運動会 — 障害者相談室所管、スポーツセンターで年1回の行事
- ③ 自立生活体操、気功太極拳、ハワイアダンス、軽体操等
— 高齢者相談室所管の60歳以上を対象としたスポーツ関連事業
- ④ 老人クラブ連合会の運動会、歩こう会、ゲートボール大会等 — 生活福祉課所管のスポーツ関連事業
- ⑤ その他各種団体によるスポーツ事業

〔 課 題 〕

スポーツはイベントとしての価値は高いものの、多くの市民が健康や潤いのある生活を営むために日常生活の一部として取り入れるべきものであって、これからはスポーツが文化として定着するような施策を構築することが望ま

れます。

また、障害を持つ方々の市民生活に対するバリアフリーは当然のことではありますが、障害を持つ方々が自らの健康維持・増進やスポーツ、レクリエーション活動を推進するために関係者の理解が深まることが望まれています。

3. 各種スポーツ団体

国分寺市のスポーツ団体はおおよそ次のようになっています。

- (1) 体育指導委員協議会 — スポーツ振興法に基づく各市区町村の教育委員会から委嘱される非常勤職員の団体で、市民スポーツ全般について教育委員会とともに推進する組織です。
- (2) 体育協会 — 競技種目別団体を集約するスポーツの総合的な統括団体で、以下のような組織になっています。

[体育協会加盟団体]

平成17年度会報による

団 体 名	加 盟 団 体 数	会 員 数
軟 式 野 球 連 盟	63	1,298
剣 友 会	8	265
陸 上 競 技 協 会	(1)	10
水 泳 協 会	4	123
ソ フ ト テ ニ ス 連 盟	5	223
バ ド ミ ン ト ン 協 会	15	353
弓 道 連 盟	2+ (1)	44
釣 連 盟	1	27
バ レ ー ボ ー ル 連 盟	23	301
卓 球 連 盟	8	142
空 手 道 連 盟	3	114
バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 連 盟	7	115
ス キ ー 連 盟	4	163
ボ ウ リ ン グ 連 盟	(1)	63

ソフトボール連盟	18	355
テニス連盟	21	577
少林寺拳法連盟	(1)	148
ゲートボール連盟	13	112
サッカー協会	36	1,214
クレー射撃協会	(1)	30
ダンススポーツ連盟	5	87
グラウンドゴルフ協会	1	35
ターゲットバードゴルフ協会	1	65
フォークダンス協会	7	106
国分寺トリム体操協会	12	315
国分寺レクリエーションダンス協会	18	519
国分寺居合道会	1	25
スポーツ少年団本部	1	95
合計	277+ (5)	6,924

() は個人会員制

(3) スポーツサークル登録団体 — 体育施設を利用する市民に、10名以上で構成することを条件にしてサークルの登録をお願いしています。体育協会の加盟団体の競技にないサークルも数多くあります。

スポーツサークル年度別登録数				
	14年度	15年度	16年度	17年度
健康体操	33	38	38	41
トリム	12	12	12	12
新体操	3	3	3	4
器械体操	2	2	3	4
ヨガ	3	2	2	2
親子体操	5	5	5	5

フォークダンス	8	8	7	8
社交ダンス	38	32	32	33
ハワイアン	4	5	3	3
バレエ	9	10	9	10
エアロビクス	10	9	9	7
ジャズダンス		3	2	3
ヒップホップ			1	
よさこい踊り				1
舞踊	1		1	
太極拳	12	15	17	19
剣道	2	2	2	1
薙刀	1	2	2	1
空手	7	7	7	8
テコンドー		1	1	1
合気道	1	2	2	2
居合道	2	2	2	2
杖道	1	1	1	1
気功	1	1	1	1
少林寺拳法	1	1	1	1
中国拳法			1	1
バレーボール	15	19	18	20
バスケットボール	11	21	18	26
バドミントン	19	17	17	22
卓球	7	8	8	8
テニス	19	19	19	27
ソフトテニス	6	6	6	6
バウンドテニス	2	2	2	2
ミニテニス	2	2	2	3
軟式野球	22	18	23	27

少年野球	9	9	11	7
ソフトボール	6	6	6	7
サッカー	17	26	25	26
少年サッカー	8	9	11	11
フットサル				17
水泳	9	10	10	10
スポーツ少年団	1	1	1	1
スキー	1	1		
ゲートボール	4	2	2	2
グラウンドゴルフ	1	1	1	1
ターゲットバードゴルフ	1	1	1	1
レクリエーション	4	4	2	2
陸上	1	1		
ウォーキング	1	1		
ペタンク				1
インドアプレーン				1
計	322	347	347	399

以上のように、スポーツの種目別サークルが存在しても体育協会の組織に加盟するサークルと加盟しないサークルとがありますが、種目別サークルは非常に多く、スポーツ活動は活発であると推測されます。

ただし、市内のスポーツ活動は、限られたスポーツ施設数の中にあってサークルの数が多く、今後は施設利用の調整が生じてくることが予測されます。

(4) レクリエーション協会 — 平成14年度に設立されたレクリエーション活動を中心とした団体で、競技スポーツ中心の体育協会と分野の異なるスポーツ・健康活動であり、これからの発展が期待されます。

(5) その他 — スポーツ活動をしている団体やグループがあります。

〔課題〕

わが国のスポーツクラブは、ヨーロッパと異なり単一種目型が一般的です。従って子どものときから特定種目での活動が主となるために、各スポーツ団体間や種目間の交流が希薄となっています。

文部科学省は多くの市民がスポーツに参加できるクラブとして、「総合型地域スポーツクラブ」を提唱しています。多種目・多志向・多世代を目指していますので、子どもたちに多くのスポーツ経験の機会を与え、大人にとっても豊かなスポーツ環境を提唱します。国分寺市のスポーツ関係者はこの新しいスポーツクラブ構築に向けて、システムを理解するための学習を重ね、団体間の交流を深めていくことが大変重要な課題となっています。そしてクラブが自立していくためにもボランティアの育成が大きな課題となります。

4. 公共施設等の利用

(1) 国分寺市の体育施設

国分寺市のスポーツ施設は、平成18年3月現在次のようになっており、利用状況はおおよそ以下のようになっています。

種 別	数	施 設
野 球 場	2	戸倉野球場、けやき運動場
スポーツセンター	2	市民スポーツセンター、ひかりスポーツセンター
テニスコート	2	戸倉第1（クレー2面）、戸倉第2（人工芝4面）
武 道 館	1	本多武道館
室内プール	1	市民室内プール（25m6コース、幼児用）
ゲートボール場	5	西元町、本多、新町、戸倉、ひかり

〔利用状況〕

	利用件数	月平均	利用率	年間利用者数
けやき運動場	738	62	71.0	—
戸倉野球場	675	56	53.4	—

本多武道館	1,049	86	58.1	—
戸倉第一テニスコート	1,417	118	59.0	7,788
戸倉第二テニスコート	4,467	372	77.9	25,223
市民スポーツセンター	4,367	365	81.5	77,921
ひかりスポーツセンター	2,412	210	90.0	68,082
室内プール団体利用	828	84	73.8	29,445
室内プール体育室	777	65	58.3	12,064

(平成17年度実績)

スポーツ施設の利用状況は、ほとんどの施設が高い利用頻度を示しています。

(2) 学校体育施設

国分寺市内の全ての小・中学校のスポーツ施設（グラウンド・体育館）で施設開放をしています。学校別の利用の内訳は以下のようになっています。

[小学校] 平日の遊び場開放

学校名	開放日数	参加人数	参加者内訳（人）	
			自由遊び	スポーツ指導
第1小学校	120	1,741	1,644	97
第2小学校	102	4,919	2,654	2,265
第3小学校	120	5,390	5,259	131
第4小学校	116	3,171	3,011	160
第5小学校	117	4,127	3,532	595
第6小学校	111	4,144	4,060	84
第7小学校	117	2,979	2,871	108
第8小学校	111	4,080	3,795	285
第9小学校	118	3,253	2,891	362
第10小学校	120	5,390	5,297	93
合計	1,152	39,234	35,054	4,180

(平成17年度実績)

〔中学校〕 休日開放と校庭の夜間開放の件数

学校名	体育館	校庭	校庭の夜間開放（件）	
			開放日数	利用件数
第1中学校	296	318	267	72
第2中学校	60	343	260	70
第3中学校	280	169	159	41
第4中学校	279	217	78	18
第5中学校		175	188	50
合計	855	891	952	251

(平成17年度実績)

学校の体育施設利用については、地域に根ざしたスポーツの場として子どもたちの放課後や休日の利用を通して、近隣住民の豊かなスポーツライフの実現に大きく寄与しています。

〔課題〕

公共施設の整備充実は、常に行政上の課題となっています。財政上の問題や市民負担の問題もあって新設や増設は難しい問題となっていますが、施設はバリアフリーを原則とし、既存施設の改修・補修も含めた施設作りが必要です。施設利用が偏っていたり希望者が利用しにくいシステムであったりして市民のための公共施設として周知されない状況もあります。施設が利用しやすいよう、ソフト面での検討をいたします。

また、少子化傾向、行政の財政負担や市民負担の軽減を考慮して将来に向けて利用価値（する、みる、ささえる）の高い公共施設の検討を進めます。

5. 民間施設等の活用

わが国のスポーツは、これまで学校と企業が中心となって発展してきましたが、ヨーロッパでは地域のスポーツクラブを中心にスポーツ活動が行なわ

れています。

文部科学省が発表した「スポーツ振興基本計画」によるこれからのスポーツ振興は、「誰もが」「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しむことが出来る生涯スポーツ社会の実現を目指しています。この実現には地域ごとに利用可能な施設が用意されることが望ましく、学校を含む公共施設の利用が便利とされていますが、これだけではまだまだ不十分であると言われています。

企業の福利厚生施設は外部への貸し出しはしないのが普通であり、また民間経営施設は会員制を採っているところが多く、国分寺市ではこれらの施設利用にはいたっていない状況にあります。

〔 課 題 〕

国分寺市内にある民間施設は、それぞれの企業の事情もあって現在は利用が先細りしています。地域に定着し生活を共にする市民としてスポーツ振興基本計画を推進する上で、スポーツ活動のみならず文化活動も含めた住み良いまちづくりが期待されています。企業と市民が融合できるよう関係者による企業の理解を求める働きかけをしてまいります。

6. スポーツ指導者

体育指導委員はスポーツ振興法に基づき教育委員会が委嘱している非常勤職員です。その役割は市のスポーツ振興全般に関する企画立案や、住民とのコーディネートが中心です。行政と市民の架け橋として、多様化、高度化した住民ニーズに応えるようますますの研鑽が求められ、活動が期待されています。

多種多彩にわたる国分寺市民のスポーツ需要にこたえるために体育協会は、非常に大きな役割をはたしています。体育協会は指導者の登録制度を行っています。加盟団体の種目別指導者を持っており、市民の需要にこたえる仕組みを整えています。

レクリエーション活動の指導者を持っているのはレクリエーション協会です。指導者養成を兼ねた講座を開き、活動の場を広げています。

その他地域活動で活動する指導者などによって国分寺市のスポーツ活動が

維持されています。

〔 課 題 〕

国分寺市におけるスポーツ指導者の中核は、体育指導委員、体育協会の種目別指導者、レクリエーション協会の指導者、スポーツ少年団の指導者などです。昨今の指導者は従来になく多様で包括的なサービスが求められています。高齢者、障害者、幼児など、サービス対象者が広がっています。対象者への理解と対応の質が問われています。

これからのスポーツ振興を推進するための指導者については、現在国分寺市における課題として以下のように取り組んでいきます。

- (1) 指導者育成に対する講習・研修プログラムを作成する。
- (2) 講習会・研修会を計画的に実施する。
- (3) 国分寺市として、スポーツ指導者とボランティアを横断的に把握する。

このほかに学校クラブ活動指導者の減少が指摘されています。複数校にまたがるクラブ形成や外部支援を含めた対応をまいります。

第3章 国分寺市におけるスポーツ振興施策

1. 目標と基本理念

国分寺市では、平成12年の文部科学省から出された「スポーツ振興基本計画」に沿って、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を視野に入れた様々なスポーツ振興に取り組み、スポーツ文化を育み安心して住み易いまちづくりを目指します。

そのためには、家庭・学校・地域が互いに連携し、温かい人間関係の醸成や夢のあるスポーツ環境づくりに市民が主体となり行政とパートナーシップを保ちながら諸事業を展開できるよう環境整備を進めます。

目 標

「スポーツで、もっと元気な国分寺」

基本理念

—だれでも参加できる豊かな生涯スポーツ社会の実現—

2. 重点施策

(1) 乳幼児期 — 就学前までの乳幼児期は、情緒、人格、行動形態が形成されるとともに体は走る、跳ぶ、投げる、捕らえるなどの基本動作を習得する重要な時期です。反面、遊び場の減少が著しく、公共施設は乳幼児を持つ保護者にとって遊び場として、またコミュニティの場としても重要な役割を果たしています。関係部署の連携を図りながら施設の整備を行っていきます。

(2) 少年期 — 少年期にスポーツに親しむことは、基礎的な体力向上や健康的な生活習慣を身につけ、仲間との交流や責任感の醸成に役立つ時期といわれます。

子どもの体力低下が社会問題となっているときだけに、教育的にも人間形成でも重要な時期であり、生涯にわたりスポーツに親しむ土台となりますので家庭・学校・地域との連携強化に努めていきます。

(3) 青年期 — 社会人となるこの時期は、高校生時代から極端なスポーツばなれ地域ばなれの現象が現れます。学校や職場などでいろいろなスポーツを体験し、技術を高め、スポーツの楽しさを理解する時期でもあります。こういう時期だからこそスポーツの重要性を認識しスポーツチャンスを有効に活用することが大切です。

青年期は学校、地域のスポーツ団体と連携、協力して豊かなスポーツ環境づくりのために、スポーツ指導者としての活躍が期待されます。青年期はスポーツ活動に最も脂ののる大切な時期であり、総合型地域スポーツクラブの育成を含め地域の青少年を中心とした活動の広がりあらゆる面で支援していきます。

(4) 壮年期 — 社会人としてまた家庭人としても責任の極めて大きい壮年期は、スポーツから遠ざかる時期でありストレスも多く、生活習慣病に冒されやすい年代です。

壮年期は、自分にあったスポーツを日常生活に取り込むことにより、心身共にリフレッシュすることに大きな効果が期待されます。また、個人のスポーツ・レクリエーション活動に止まらず地域社会への貢献として、次世代へのスポーツ指導、コミュニティ活動などへの積極的な参加が期待される重要な時期でもあります。

そのために健康的なライフスタイルの基礎となるスポーツ活動に対する理解を深める教室・講座を充実し、世代間交流のための様々なスポーツ活動の機会を提供していきます。

(5) 高齢期 — 高齢期はこれまでの生活習慣や生活スタイルの違いによって身体活動に大きな個人差はあるものの体力・運動能力は低下していきます。

高齢者が日頃にスポーツを取り込むことは、体力低下のスピードを緩やかにし健康で潤いのある生活を送ることが可能になります。またスポーツは生活習慣病の予防や健康づくりを目的とした仲間づくりなどに様々な効果が期待されます。

高齢者がスポーツを通して社会参加することは経験によって培った豊富な知識や技術が地域に還元されることになり、地域社会にとっても大変有意義なことでもあります。

そのためには、高齢者が具体的にどのようにスポーツに取り組むか、またどのように実践するかなど教室・講座の充実を図りながら総合型地域スポーツクラブでの多世代交流の場を広げるよう支援していきます。

(6) 障害者 — 障害を持つ人が心身の健康づくりのためにスポーツに親しみ社会活動に参加することは、活気ある生活を営む上で大変重要

なことです。

福祉という観点から自分の体力や障がいの程度によってスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めていきます。

そのためには障害者団体、スポーツ関係団体、行政の関連部署等との連携をもとに、障害を持つ方々が健康を目指してスポーツに親しむことができるよう専門的な指導者とボランティア等のサポート体制の確立を進めます。

第4章 国分寺市におけるスポーツ振興の具体策

1. 生涯スポーツ社会の実現に向けて

(1) 基本方針

スポーツが文化として日常生活に定着するには市主催の行事だけでなく、地域や地区の行事に誰でもが気軽に参加できるよう内容に工夫改善を加え、市民（住民）がスポーツの必要性を理解し、継続してスポーツを楽しむ機会をつくる必要があります。

このような市民スポーツに関する情報は、市民が共有できる場が必要です。地域や地区が独自性をもって健康・体力作りの事業を企画したことを発信する場と、その企画が重要なアピールであることを受信する場により住民主体のスポーツ社会の実現を図ります。

(2) 具体的施策

- ① 市主催のスポーツ事業（行事）の見直し改善 — 参加者、運営者、ボランティア、観客など多くの市民が気軽に参加できるよう内容の見直し改善を行います。
- ② 健康・体力づくりへの啓発活動 — 市民の関心が高い健康・体力づくりの関係機関や団体との連携による相談、研修等の啓発活動を行います。
- ③ 地域や地区の特色あるスポーツ活動の推進 — 地域や地区は近隣住民の最も親しく活動できる単位です。その地域の特色のある行事を住民主体で検討し推進します。

- ④ 情報の提供 — 地域、地区、市、団体が持つスポーツ情報を、市報をはじめそれぞれの機関紙、スポーツ施設マップやインターネット等を通じて市民に分かりやすい情報提供に努めます。
- ⑤ 競技水準の向上策 — スポーツは健康増進や体力向上を志向するだけでなく競技力を高める喜びを含んでいますので、試合による競技水準の向上が体験できるスポーツ大会等の検討を進めます。
- ⑥ 国際的・全国的スポーツイベントの開催 — トップアスリートや有名選手などによる講演会や技術指導などは、競技水準の向上やスポーツに対する興味、関心を高めるとともに、青少年にとってスポーツに夢と希望を与えてくれる有効な手段として検討いたします。
- ⑦ スポーツ空間の確保 — スポーツ・レクリエーションの増加により、より多くの空間を確保しなければなりません。新たに施設を整備する時、多くの市民の声を受け止める場を持ちます。施設整備にはどのような手法を用いればよいのか、どうすれば少ない経費で市民の要望に応じていけるのか、市民とともに検討を進め、あらゆる方策を探っていきます。

2. 総合型地域スポーツクラブの創設・育成

(1) 基本方針

「スポーツ振興基本計画」の理念に基づき、地域の特性や要望に応じたスポーツ環境の整備とスポーツ活動の育成に向け、その地域が主体となる「総合型地域スポーツクラブ」の創設・育成に努め、地域コミュニティの場を全市的に展開し、市民誰もが安定したスポーツ活動と交流が行えるようスポーツ文化の構築に努めます。

(2) 具体化方策

① 総合型地域スポーツクラブ育成の環境整備

総合型地域スポーツクラブの創設・育成について、その意義や必要性についてひとりでも多くの市民の理解を得られるよう啓発活動を積極的に行う必要があります。

既存のスポーツ団体や単一種目のグループ、地区での活動団体等への理解浸透を含め、自治会、学校関係者、障害者団体、その他のグループとの連携・協力し総合型地域スポーツクラブの創設・育成を推進します。

総合型地域スポーツクラブは多種目、多世代、多志向であることから、スポーツ指導者は当然のこととして、クラブの運営に様々な分野のスタッフが必要です。クラブの成立には人材の発掘が重要であり、スポーツクラブに参画する人材の確保とその育成を推進します。

② スポーツ情報の公開と施設の活用

地域、地区、市で行われる行事に関する情報を市民が手軽に入手したり、施設を気軽に利用・参加できる情報を的確に伝達できるよう情報公開を行い、情報機関紙の発行を推進します。

施設の活用については、当面公共施設の活用が中心となりますが、将来、自治体の財政問題も考慮して近隣他市とのスポーツ施設の共有についても検討を進めるとともに、事務の効率化や住民サービスに配慮する市民による自主管理体制を確立していきます。

③ 社会教育団体、学校クラブ活動、競技団体等との連携

人々の生活はスポーツ活動と文化活動とで成り立っており、総合型地域スポーツクラブも将来的には当然ながら文化活動の分野をも包含したクラブへ発展することが期待されます。子どもたちや文化活動の愛好者、障害者たちの活動がより充実したものになるよう社会教育団体、学校のクラブ活動、競技団体等との連携を推進します。

④ クラブハウス等の整備

それぞれのクラブには活動の場とともに、会員の拠点となるクラブハウスの設置が不可欠です。ここでは、多種目、多世代、多志向の会員の情報交換や交流の場としての役割のほか地域住民が気安く集うことのできる公民館的な役割も併せ持つこととなりますので、主なる活動場所にクラブハウスを設置することについては関係者との検討を進めていきます。

(3) 委員会等の設置

総合型地域スポーツクラブは21世紀の新しいスポーツシステムであり、ひとりでも多くの市民に理解浸透を図るために、それぞれの組織や団体をつうじて情報提供するのが効率的です。総合型地域スポーツクラブの立ち上げについては、体育指導委員協議会が中心となって説明会が持たれていますが、まだまだ周知度が低いのが現実です。全市的に推進するためには「…準備会」や「…委員会」などの具体的な検討機関を早急に持つことが必要になります。

3. 行政・学校・地域の連携とこれからのスポーツ団体（グループ）の役割

(1) 子どもたちのスポーツ環境の確保

学校の完全週5日制の導入に伴い、子どもたちの余暇時間の増加やライフスタイルの変化に対応したスポーツ環境の確保は、子どもの健全育成のためにも学校と密接な連携のもとにスポーツ活動ができるよう配慮すべきです。

子どもにとって学校は最も親しみやすい場所であり、遊び場としても競技スポーツの場としてもあるので今後一層の開放を推進すると共に、学校施設の安全対策について地域が主体となって地域を守る体制づくりを進めます。

また、総合型地域スポーツクラブや地域スポーツ活動については、学校側も積極的な関わりをもち、教職員の共通理解が一層図られるよう努める必要があります。

(2) スポーツ団体等の新たな役割と協力・連携・融合

国分寺市におけるスポーツ振興施策の重点施策を今後推進するに当たっては、それぞれのスポーツ団体が横の連絡を取りながら、各団体の役割を明確にし、活動の方向を示すことが大切です。

ことに総合型地域スポーツクラブに関しては体育協会、スポーツ少年団、体育指導委員協議会、レクリエーション協会、各種団体（体育協会未所属団体）等の各スポーツ団体が積極的にクラブ設立に参加し、クラブが持続的に運営されていくよう協力していくことが必要となります。

4. 計画全体の推進

(1) 推進機関

この計画は国分寺市全体の新しいスポーツシステムの構築であり、今後永年にわたる市民スポーツが展開されることとなります。このような重要な施策を検討するために、公的機関としてスポーツ振興法による「スポーツ振興審議会」を設置いたします。

(2) 計画推進の財政措置

計画達成のためには財政措置が求められますが、国分寺市の実状に即した実効あるものに推進する必要があります。行政をはじめ関係者によるソフト面を中心とした検討を進めると共にハード面に必要な財政確保をするよう努めます。

このスポーツ振興基本計画が進捗していくために、全体状況を把握し調整する機関の設置を検討します。

資料

・国分寺市スポーツ振興基本計画検討協議会設置条例

平成 17 年 9 月 29 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 国分寺市民がそれぞれの体力，年齢，技術及び目的に応じて，あらゆる機会とあらゆる場所で生涯にわたりスポーツに親しむことができる社会の実現を目指した国分寺市スポーツ振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため，国分寺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に国分寺市スポーツ振興基本計画検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は，教育委員会の諮問に応じ，計画について必要な事項を協議し，その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第 3 条 協議会は，次に掲げる委員 8 人以内をもって組織し，教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 2 人以内
- (2) 識見を有する者 2 人以内
- (3) 国分寺市内の障害者団体の代表者 1 人以内
- (4) 国分寺市内の高齢者団体の代表者 1 人以内
- (5) 国分寺市立小中学校保護者の代表者 1 人以内
- (6) 国分寺市体育協会の代表者 1 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は，第 2 条に規定する答申をもって終了する。

2 委員が欠けたときは，後任の委員を補充することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き，委員の互選によってこれを定める。

2 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

・ 国分寺市スポーツ振興基本計画検討協議会委員名簿

氏 名	所 属 等	区 分	備 考
金田 晴人	公募市民	1号	
千葉 光一	公募市民	1号	
高橋 宏文	東京学芸大学助教授	2号	○
深瀬 茂夫	国分寺市体育指導委員協議会会長	2号	◎
古畑 千を里	国分寺障害者団体連絡協議会会長	3号	
大橋 俊郎	国分寺市老人クラブ連合会副会長	4号	
小林 弘美	国分寺市小・中学校PTA連合会書記	5号	
高木 比佐子	国分寺市体育協会	6号	

◎：会長 ○：副会長

・国分寺市スポーツ振興計画検討協議会開催経過

回数	開催年月日	会場	内容
1	平成17年11月17日 (木)	市民スポーツ センター会議 室	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会発足 ・委員委嘱 ・会長、副会長選出 ・諮問 ・スケジュールの確認
2	平成17年12月22日 (木)	市民スポーツ センター会議 室	<ul style="list-style-type: none"> ・本市のスポーツの現状と課題 ・スポーツ施設の整備、充実
3	平成18年1月19日(木)	市民スポーツ センター会議 室	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の整備、充実 ・スポーツ事業の充実
4	平成18年2月16日(木)	市民スポーツ センター会議 室	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ指導者の育成
5	平成18年3月30日(木)	市民スポーツ センター会議 室	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合型地域スポーツクラブについて」委員研修 ・市民スポーツ支援の推進
6	平成18年4月20日(木)	市民スポーツ センター会議 室	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興基本計画の目次構成

7	平成18年6月22日(木)	市民スポーツ センター会議 室	・スポーツ振興基本計画のまとめ
8	平成18年7月20日(木)	市民スポーツ センター会議 室	・答申文案の編集

平成18年8月15日(火)～8月30日(木) 「スポーツ振興基本計画」
答申(案)公表

9	平成18年9月21日(木)	市民スポーツ センター会議 室	・答申文案の確認
---	---------------	-----------------------	----------

平成18年10月11日(水) 教育長室 ・答申